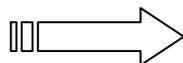


「麻薬を含めた薬剤に関する365日の安心を提供する」についての検討

365日（24時間）の対応



患者さんの安心

365日の安心を患者さんに提供する。

多方面で報告されている通り、在宅医療における薬局薬剤師の業務の位置づけは、在宅医療を行うに当たり、極めて高いとされています。

地域における医療体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としても薬局の役割は重要であると考えられます。

在宅医療にかかわる保険薬局に期待される必須の役割の中に、麻薬応需、24時間、365日の体制があります。しかし、現状では24時間365日処方対応することは大変多くの問題があります。特に、以下の問題点の解決が必要とされます。

①医療用麻薬の取り扱い

医療用麻薬は卸個々に納品に規制があり、急配が困難。特に、土日祝日は納品不可。

さらに、デットストックが薬局の大きな負担となっております。

麻薬小売業者間譲渡許可免許に関する調査研究でも報告（伊勢ら.Palliative Care Research 2010;5(2):213-218）されていますが、手続きの煩雑さや譲渡・譲受の規制についての問題となりさらなる法改訂が望まれているのが現状です。

②365日（24時間）の対応

対応薬剤師不足

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届出ている薬局は多い一方で、実際に在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している薬局は1割に満たず、少ない。

約7割の保険薬局は、常勤換算での薬剤師数が3人未満と規模が小さく、在宅患者訪問薬剤管理指導等の在宅薬剤師業務は、他の調剤業務の空いた時間に行うか、閉局して行っているところが多いという報告がなされています（中医協 総—4—3 23.2.16）。

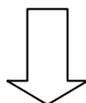
また、比較的対応薬剤師の多いチェーン薬局は、人の移動が多く 利用者の不安感に繋がっているのも現状です。その結果、小規模薬局は人の移動が少ない分利用者に受け入れられていますが、限界があります。

現状の診療報酬体制では、在宅で緩和医療や治療を提供できる環境整備が急務

「麻薬を含めた薬剤に関する365日の安心を提供する」についての検討—Ⅱ

在宅における365日の対応 = 原則：在宅訪問管理指導算定 薬局 が行う

松戸市を含む多くの地域では小規模薬局が在宅を実施している場合が多く、在宅訪問管理指導料算定の要件では、応需した薬局が365日対応する事はかなりの負担増となり、実質対応は不可能。



薬局間のグループ化（グループによる対応）⇒ 輪番制

対象：①新規在宅対応患者

②訪問薬剤管理対象患者で、休日・緊急調剤が必要な患者

休日・緊急調剤が必要な患者 ⇒ 処方箋を薬局に持参できる患者と持参できない患者の対応
持参できる患者 = 現在の薬剤師会での休日輪番制で**ある程度対応可能**。
持参できない患者 = 現在の薬剤師会での休日輪番制で**対応不可能⇒薬の届けが必要**

薬のお届け：問題点

○ 処方箋の入手方法

在宅訪問適応者なので、休日及び緊急時の対応を説明し承諾を得て医師からFAX等で送信するか、受け取りに行く？

○ 輪番で店を開けている状況（一般的に、通常最少人数で対応）で、緊急時の薬の届けに対応できる**人員確保**

週末、年末年始等の休日をあらかじめ、グループ薬局に割り振りを行った体制に対応する。（⇒ 当番薬局は、必ずしも店を開ける必要はないのでは？）

○ 現在実施している輪番制を実施しているのは**薬剤師会会員薬局**

○ 緊急時の対応

訪問管理指導料が算定できる薬局：在宅患者緊急時訪問管理指導料算定

訪問管理指導料が算定できない薬局：時間外等加算・夜間休日等加算の算定

○ 対象患者に緊急時（麻薬処方）や休日対応で輪番制を利用する旨の了承は得られるか。（在宅契約時の重要事項説明書記載）

以上の事を踏まえ、在宅における365日の処方箋応需を目的とした輪番制の構築について、下記の構想を提案します。

「麻薬を含めた薬剤に関する365日の安心を提供する」についての検討—Ⅲ 輪番制の構築について

在宅における365日の対応の輪番制の構築にあたり、下記の条件を承諾いただき、協力いただける薬局にて運用を進める。

* 12月12日の薬事日報の情報では

2012年介護報酬改定に関する審議報告があり、居宅療養管理指導を行った医師・歯科医師・薬剤師にケアマネージャーへの情報提供を義務づけ、医療と介護の連携を強化する考えを明記。中央社会保険医療協議会で検討している小規模薬局の在宅進出促進策との整合性をとる形で、かかりつけ薬局に代わって協力薬局が対応した場合に、居宅療養管理指導費を算定できるようにすることも盛り込んだとの記事がありました。

このことにより、対応が多少変わってくると思いますが、現状での参加条件案として進めさせていただきます。

輪番制参加薬局条件（最終案）

必須条件：1・2・3

1. 9時（10時）～20時まで対応可能な薬局
 - * 通常営業日：原則20時まで営業としますが、当該薬局の営業時間時に準じる。
ただし、閉店以降20時までには待機すること。
 - * 通常営業日以外の当番日（休日）は、原則営業を基本としますが、待機でも可とする（薬剤師会休日当番薬局においては9時～17時までには営業：補助金あり）。
2. 麻薬取扱が可能な薬局※
3. 医師からの要請があった場合（当番薬局）、1～2時間以内に対応できる薬局
（営業していなくても、待機状態でも可：連絡可能な状況で自宅待機も含む）
4. インターネット及び電子メールが利用可能な薬局
5. 将来的に麻薬小売間譲渡グループに参加可能な薬局※※
6. 基準調剤加算2を算定している薬局
7. 連絡会等の講習会に参加できる薬局
8. 松戸市薬剤師会会員（または加入希望のある薬局）

※ 必須麻薬在庫 オキシコンチン5mg・オプソ5mg・オキノーム2.5mg
デュロテップパッチ2.1mg・フェントステープ1mg

※※ 麻薬小売間譲渡薬 MSコンチン10mg・オキシコンチン10mg・オキノーム5mg・
オプソ10mg・デュロテップパッチ4.2mg・
アンペック坐薬10mg

グループ討議

365日の処方箋応需には、多くの問題点があることは事実です。

実施できるのか？ ではなく 実施するにはどうすれば良いか という視点で 討議をお願いします。

○参加条件案のどの部分を改善すると、参加可能か？

○どの部分がなければ、参加可能か？